

議案第38号

大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（液石法の規定に基づく事務に係る手数料） 第6条 液石法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。 〔(1)～(6) 略〕 (7) 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額 〔ア・イ 略〕 ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>98,000円</u> 〔(8) 略〕 (9) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき<u>15,000円</u>に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額 〔(10)～(16) 略〕	（液石法の規定に基づく事務に係る手数料） 第6条 〔同左〕 〔(1)～(6) 同左〕 (7) 〔同左〕 〔ア・イ 同左〕 ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 <u>110,000円</u> 〔(8) 同左〕 (9) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき<u>17,000円</u>に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額 〔(10)～(16) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請された審査に係る手数料について適用し、同日前に申請された審査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和４年２月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。